

○みどり市総合計画審議会設置規則

平成19年6月4日

規則第22号

改正 平成20年3月31日規則第15号

平成23年3月31日規則第21号

平成25年1月25日規則第1号

平成29年3月22日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、みどり市附属機関設置条例(平成18年みどり市条例第202号)第3条の規定に基づき、みどり市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 本市の他の附属機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第202条の3第1項に定める附属機関をいう。以下この号及び次条において同じ。)の委員であって、当該附属機関から推薦を受けたもの

(3) 市内の公共的団体等(産業経済団体、厚生社会事業団体、教育文化スポーツ団体その他の公共的な活動を営むものをいう。以下この号及び次条において同じ。)に属する者であって、当該公共的団体等から推薦を受けたもの

(4) その他市長が特に必要と認める者

(平29規則3・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は、総合計画に係る市長の諮問に対して答申をする日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項第2号及び第3号に規定する委員は、推薦を受けた附属機関又は公共的団体等を辞したときをもって委員を辞したものとみなす。

(平25規則1・平29規則3・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(平20規則15・平23規則21・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年6月4日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第15号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第21号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年1月25日規則第1号)

この規則は、平成25年1月25日から施行する。

附 則(平成29年3月22日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。